

高知県内で従業員をお雇いの事業主の皆様へ

個人住民税の特別徴収 知っちゃう？ やいゆう？

(ご存じですか？ 実施していますか？)



■ 個人住民税の特別徴収とは？ ■

給与支払者(雇い主)が、給与所得者(従業員等)に給与を支払うときに、その給与から所得税を源泉徴収(天引き)して国へ納めるのと同じように、個人住民税(市町村民税と県民税)を天引きして、その従業員等に代わって市町村へ納めていただく制度です。

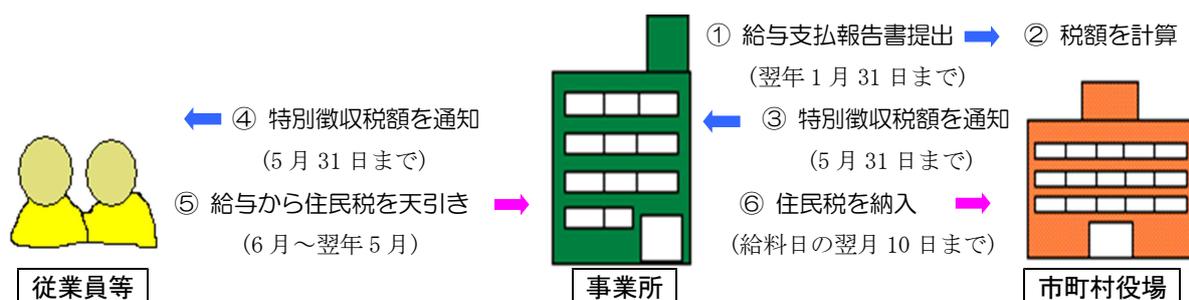
- ※ 「従業員等」には、給与所得となる役員報酬を得ている役員や青色事業専従者も含まれます。
- ※ この住民税を天引きして、従業員等に代わって市町村へ納めることを「特別徴収」といい、特別徴収する義務がある雇い主を「特別徴収義務者」といいます。
- ※ 個人の県民税は、市町村民税と併せて、従業員等の住所地の市町村へ納めていただき、市町村から県へ払い込まれます。

前年中に給与所得があり、かつ、今年4月1日現在、給与を支払うべき従業員等について、所得税法の規定により所得税を源泉徴収する義務のある雇い主の皆さんは、地方税法及び市町村税条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者となります。

■ 個人住民税特別徴収の事務は？ ■

1月末までに提出していただいた給与支払報告書などに基づいて、市町村が税額を計算し、5月末までに特別徴収税額決定通知書が送られてきますので、その税額を6月～翌年5月の毎月、給料から天引きして、給料日の翌月10日までに、市町村へ納めていただきます。

【住民税特別徴収の流れ】



個人住民税の特別徴収をお願いします。



個人住民税特別徴収に関する疑問にお答えします。

☑ 特別徴収は、新しい制度なの？

☞ 個人住民税の特別徴収義務は、従来から地方税法や市町村税条例に規定されていますが、所得税の源泉徴収事務に比べて、よく知られていないためか、完全には実施されていない実態があります。従業員等の納税の利便性を向上させるとともに、円滑に地方税収入を確保するための制度ですので、よろしくお願いします。

☑ 小規模な会社で、専任の事務員もいません。面倒な事務は困ります。

☞ 所得税の源泉徴収は、天引きする税額を雇い主の皆さんが計算しなければなりません。個人住民税は、天引きする税額を市町村が計算して、あらかじめ雇い主の皆さんへ通知します。その税額を毎月の給与から天引きして納めていただくだけで済みますので、所得税の源泉徴収に比べると事務の負担は軽くなっています。事業所の規模にかかわらず、雇い主の皆さんの社会的義務として地方税法等に定められたものですので、ご理解ください。

なお、従業員等が常時10人未満の事業所の場合は、市町村長の承認を受ければ、年12回の納期が年2回で済む制度もあります。

☑ 給与の手取額が少なくなると、従業員から苦情が出ます。本人の希望で普通徴収を選べないのですか？

☞ 普通徴収は、従業員が、市町村から送られてきた納付書を持って、自分で金融機関等の窓口へ行き、税金を納める制度です。雇い主が特別徴収義務者の場合、従業員が普通徴収を選ぶことはできないことになっています。確かに給料日の手取額は少なくなりますが、その額は、最終的に、従業員がご自分で住民税として納めなければならない金額です。

特別徴収の場合は、従業員が、わざわざ金融機関等で納める手間が不要ですし、納め忘れによる督促手数料や延滞金がかかる心配もありません。

また、普通徴収の場合、納期は原則年4回ですが、特別徴収の場合は、毎月の給与(年12回)からの天引きですので、従業員にとって、1回当たりの納付額が少なくて済みます。

☑ 新たに特別徴収を行う場合の手続きは？

☞ 市町村へ給与支払報告書を提出する期限である1月31日までに、市町村役場税務担当課へ御連絡ください。それを受けて5月31日までに、市町村から特別徴収税額の通知がありますので、6月から翌年5月までの給与支払時に、特別徴収税額を天引きして、市町村へ納めていただくことになります。

詳細は、従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課へお問い合わせください。

◆ 個人住民税特別徴収に関するお問い合わせ先 ◆

⇒ 従業員の住所地の市町村役場住民税担当課

⇒ 高知県税務課(徴収担当)

⇒ 高知県市町村振興課(税政担当)

☎ (088)823-9307

☎ (088)823-9316